

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障

害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービ

スの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年条例第六十三号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(指定居宅介護の事業に関するサービスの提供の記録)

第三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の都度、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについての確認を受けなければならない。

(指定居宅介護の事業に関する掲示)

第四条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(指定居宅介護の事業に関する情報の提供等)

第五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(指定居宅介護の事業に関する会計の区分)

第六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(指定居宅介護の事業に関する記録の整備)

第七条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

(指定重度訪問介護の事業等に関する準用)

第八条 第三条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

(基準該当障害福祉サービスの事業に関する準用)

第九条 第三条から第七条までの規定は、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。

(指定療養介護の事業に関するサービスの提供の記録)

第十条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供したときは、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについての確認を受けなければならない。

(指定療養介護の事業に関する相談及び援助)

第十一条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の確かな把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、これらの者に必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(指定療養介護の事業に関する掲示)

第十二条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(指定療養介護の事業に関する地域との連携等)

第十三条 指定療養介護事業者は、事業の運営に当たっては、地域住民又はその地域住民による自発的な活動等と連携し、及び協力するなど、地域との交流に努めなければならない。(指定療養介護の事業に関する記録の整備)

第十四条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 条例第五十四条第一項に規定する療養介護計画

二 第十条第一項の規定によるサービスの提供の記録

三 条例第六十条の規定による市町村への通知に係る記録

四 条例第六十七条第二項に規定する身体拘束等の記録

五 条例第六十八条において準用する条例第三十七条第二項に規定する苦情の内容等の記

録

六 条例第六十八条において準用する条例第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事

故に対して講じた措置の記録

(指定療養介護の事業に関する準用)

第十五条 第五条第一項の規定は、指定療養介護の事業について準用する。

(指定生活介護の事業に関する揭示)

第十六条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(指定生活介護の事業に関する準用)

第十七条 第三条、第五条、第六条、第十一条、第十三条及び第十四条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第八十四条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第十七条において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項」とあるのは「条例第八十四条において準用する条例第六十七条第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例第八十四条」と読み替えるものとする。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第十八条 条例第八十六条第一号の規則で定める要件は、厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第百三十二号)第四条第一項に定める認定を受けることとする。

(指定短期入所の事業に関する入退所の記録の記載等)

第十九条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(指定短期入所の事業に関する準用)

第二十条 第三条、第五条から第七条まで、第十一条、第十三条及び第十六条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

(指定重度障害者等包括支援の事業に関する準用)

第二十一条 第三条から第七条までの規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

(指定共同生活介護の事業に関する従業者)

第二十二条 条例第百十三条第一項第二号の規則で定める数は、次に掲げる数の合計数とする。

一 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第四十号。以下「区分省令」という。)第二条第三号に規定する区分

三に該当する利用者の数を九で除して得た数

二 区分省令第二条第四号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除して得た数

三 区分省令第二条第五号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除して得た数

四 区分省令第二条第六号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除して得た数

2 条例附則第十条の規定の適用を受ける者に関する前項の規定の適用については、同項第二号から第四号までの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数に二分の一を乗じて得た数」とする。

(指定共同生活介護の事業に関する社会生活上の便宜の供与等)

第二十三条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動等の社会生活上の支援を行うように努めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得てこれらの者に代わって行わなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(指定共同生活介護の事業に関する準用)

第二十四条 第五条、第六条、第十条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第二百二十八条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第二十四条において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第二百二十八条において準用する条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項」とあるのは「第二百二十八条において準用する条例第六十七条第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例第二百二十八条」と、第十六条中「協力医療機関」とあるのは「協力医療機関及び協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(指定自立訓練(機能訓練)の事業に関する準用)

第二十五条 第三条、第五条、第六条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第三百三十六条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第二十五条において準用する第三条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第三百三十六条において準用する条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項」とあるのは「条例第三百三十六条において準用する条例第六十七条第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例第三百三十六条」と読み替えるものとする。

(指定自立訓練(生活訓練)の事業に関するサービスの提供の記録)

第二十六条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)の提供の都度、当該指定自立訓練(生活訓練)の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供したときは、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前二項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練(生活訓練)を提供したことについての確認を受けなければならない。

(指定自立訓練(生活訓練)の事業に関する記録の整備)

第二十七条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 条例第四百四十四条において準用する条例第五十四条第一項に規定する自立訓練(生活訓練)計画

二 第二十六条第一項及び第二項の規定によるサービスの提供の記録

三 条例第四百四十四条において準用する条例第八十条の規定による市町村への通知に係る記録

四 条例第四百四十四条において準用する条例第六十七条第二項に規定する身体拘束等の記録

五 条例第四百四十四条において準用する条例第三十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 条例第四百四十四条において準用する条例第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に対して講じた措置の記録

(指定自立訓練(生活訓練)の事業に関する準用)

第二十八条 第五条、第六条、第十一条、第十三条及び第十六条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

(指定就労移行支援の事業に関する準用)

第二十九条 第三条、第五条、第六条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第二十九条において準用する第三条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項」とあるのは「条例第五十七条において準用する条例第六十

七条第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例第五百五十七条」と読み替えるものとする。

(指定就労継続支援A型の事業に関する準用)

第三十条 第三条、第五条、第六条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第七十条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十条において準用する第三条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第七十条において準用する条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項」とあるのは「条例第七十条において準用する条例第六十七条第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例第七十条」と読み替えるものとする。

(指定就労継続支援B型の事業に関する準用)

第三十一条 第三条、第五条、第六条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第七十五条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十一条において準用する第三条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第七十五条において準用する条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項」とあるのは「条例第七十五条において準用する条例第六十七条第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例第七十五条」と読み替えるものとする。

(基準該当就労継続支援B型の事業に関する準用)

第三十二条 第三条、第五条、第六条、第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第七十九条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十二条において準用する第三条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第七十九条において準用する条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項」とあるのは「条例第七十九条において準用する条例第六十七条第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例第七十九条」と読み替えるものとする。

(指定共同生活援助の事業に関する準用)

第三十三条 第五条、第六条、第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第十六条及び第二十三条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第八十六条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中

「第十条第一項」とあるのは「第三十三条において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第八十六条において準用する条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項」とあるのは「条例第八十六条において準用する条例第六十七条第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例第八十六条」と、第十六条中「協力医療機関」とあるのは「協力医療機関及び協力歯科医療機関」と、第二十三条第一項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。

（特定基準該当障害福祉サービスの事業に関する準用）

第三十四条 第三条、第五条、第六条、第十四条及び第十六条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第六条中「指定居宅介護事業所」ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条第一項」とあるのは「条例第九十五条第一項において準用する条例第五十四条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十四条第一項において準用する第三条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第九十五条第二項から第五項までにおいて準用する条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項」とあるのは「条例第九十五条第二項から第五項までにおいて準用する条例第六十七条第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例第九十五条第一項」と読み替えるものとする。

2 第十一条及び第十三条の規定は、特定基準該当生活介護の事業を行う者、特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者、特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者及び特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（居宅介護等の利用に関する特例）

2 条例附則第十条第一項の規則で定める者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当する者とする。

3 条例附則第十条第二項の規則で定める者は、区分省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当する者とする。